



山形県公報

平成23年6月30日(木)

号 外(25)

目 次

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 4

この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第34号) (税政課)

1 山形県県税条例の一部改正

(1) 県民税

イ 平成24年度から、個人の県民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

(イ) 寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げること。(第34条の3及び附則第5条の5関係)

(ロ) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。(附則第5条の6関係)

ロ 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行った上、その適用期限を平成27年度まで延長することとした。(附則第6条関係)

ハ 特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じ、非課税の適用がなかったものとされた利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払ったものとみなして利子割に関する規定を適用することとした。(附則第7条の2関係)

(2) 不動産取得税

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置を適用することとした。(附則第13条の9第2項関係)

ロ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用することとした。(改正後の附則第14条の3第5項関係)

ハ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業用施設に係る税額の減額措置の適用期限を

平成25年 3月31日まで延長することとした。（附則第14条の3 第1項関係）

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象となる計画を限定した上、その適用期限を平成24年 3月31日まで延長することとした。（改正後の附則第14条の3 第3項関係）

ホ 次に掲げる納税義務の免除措置等を廃止することとした。

(イ) 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第80条の4 第1項及び第2項関係）

(ロ) 再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第80条の4 第3項及び第4項関係）

(ハ) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合の納税義務の免除措置（第80条の5 関係）

(ニ) 農地保有合理化法人等が土地改良法の規定に基づき取得した換地を譲渡した場合の納税義務の免除措置（改正前の第80条の7 第2項関係）

(ホ) 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置（第80条の8 関係）

(ハ) 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置（第80条の9 関係）

(ト) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置（改正前の附則第14条の3 第3項及び第4項関係）

(フ) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等の全てを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置（附則第15条第4項関係）

(3) 過料の上限額の引上げ等を行うこととした。（第31条、第51条、第65条、第70条、第75条、第86条の4の2、第91条、第118条の2、第135条、第141条、第146条の2、第152条、第162条及び第168条関係）

2 山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

(1) 平成21年 1月 1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3パーセント軽減税率の特例を2年延長することとした。（平成20年改正条例附則第3項関係）

(2) 平成21年 1月 1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3パーセント軽減税率の特例を2年延長することとした。（平成20年改正条例附則第4項関係）

(3) 平成21年 1月 1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る所得割の1.2パーセント軽減税率の特例を2年延長することとした。（平成20年改正条例附則第9項及び第16項関係）

(4) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年 1月 1日から適用することとした。（平成22年改正条例附則第1項第4号関係）

3 山形県産業廃棄物税条例の一部改正

納税管理人の不申告に係る過料の上限額の引上げを行うこととした。（第22条関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に

定める日から施行することとした。

(1) 1の(3)及び3の改正 平成23年9月1日

(2) 1の(1)のイの改正 平成24年1月1日

(3) 1の(1)のロの改正 平成25年1月1日

(4) 1の(2)のイ及びロの改正 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「場合においては、その者に対し、3万円」を「ときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「困り」を「より」に改める。

第34条の3第1項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同項第3号中「及び租税特別措置法第41条の18の3」を削り、「のうち」を「並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち」に改め、同条第2項中「5,000円」を「2,000円」に改める。

第51条第1項中「申告しなかつた場合においては、その者に対し、3万円」を「申告をしなかつたときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「困り」を「より」に改める。

第65条第1項中「、第64条」を「第64条」に、「場合においては、その者に対し、3万円」を「ときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「困り」を「より」に改める。

第70条第1項中「場合においては、その者に対し3万円」を「ときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「困り」を「より」に改める。

第75条第1項中「場合においては、その者に対し、3万円」を「ときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「困り」を「より」に改める。

第80条の4及び第80条の5を次のように改める。

第80条の4及び第80条の5 削除

第80条の6第1項中「及び次条」を削る。

第80条の7の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の換地を取得した場合又は農地保有合理化法人等が」及び「（第80条の7第2項の法人が同項の換地を取得した場合にあつては、当該農地保有合理化法人等）」を削り、同項を同条第2項とする。

第80条の8及び第80条の9を削る。

第86条の4の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第86条の4の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条第1項及び第2項の規定による申告書を同条第1項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつたときは、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第91条第1項中「申告しなかつた場合においては、その者に対し、3万円」を「申告をしなかつたときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第118条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第118条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第117条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつたときは、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第135条第1項中「申告しなかつた場合においては、その者に対して3万円」を「申告をしなかつたときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「因り」を「より」に改める。

第141条第1項中「理由」を「事由」に、「場合においては、その者に対し、3万円」を「ときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第146条の次に次の1条を加える。

(鉾区税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第146条の2 法第190条第2項の認定を受けていない鉾区税の納税義務者で前条の承認を受けていないものが同条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつたときは、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第152条第1項中「、正当な」を「正当な」に、「申告しなかつた場合においては、その者に対し、3万円」を「申告をしなかつたときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「因り」を「より」に改める。

第162条第1項中「申告しなかつた場合においては、その者に対し、3万円」を「申告をしなかつたときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「因り」を「より」に改める。

第168条第1項中「申告しなかつた場合においては、その者に対し、3万円」を「申告をしなかつたときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「因り」を「より」に改める。

附則第5条の4第1項第3号及び附則第5条の4の2第1項第2号中「若しくは」を「、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは」に改める。

附則第5条の5中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第5条の6 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第34条の3第1項及び第2項並びに前条の規定の適用については、第34条の3第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに前条中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして規則で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

附則第6条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「すべて」を「全て」に、「2,000頭」を「1,500頭」に、「第38条の2第2項」を「同条第2項」に、「で定める」を「に規定する」に改め、同条第2項中「2,000頭」を「1,500頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条の規定にかかわらず」を「附則第5条の5の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「前条」を「附則第5条の5」に改める。

附則第7条の次に次の1条を加える。

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第7条の2 当分の間、租税特別措置法第4条の5第5項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第5項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つ

たものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

附則第13条の9に次の1項を加える。

- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17で定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるものにつき1,200万円」とする。

附則第14条第2項中「、第3項若しくは第5項」を「若しくは第3項」に改める。

附則第14条の3第1項中「で定める」を「に規定する」に、「助成金」を「助成金その他これに類するものとして規則で定めるもの」に、「平成元年4月1日から平成23年6月30日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。第3項において「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成25年3月31日まで」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「次の表の左欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「同表の中欄に掲げる認定が平成21年6月22日から平成23年6月30日まで」を「同法第39条の2第1項の規定による認定（同法第39条の3第1項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成24年3月31日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「若しくは資産の譲渡（）」を「又は資産の譲渡（）」に、「同表の右欄に掲げる者又は同表の左欄に掲げる計画（同表第2号及び第5号の左欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「で定めるもの」を「に規定するもの」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第39条の2第1項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項中「附則第14条の3第5項」を「附則第14条の3第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

- 5 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第77条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第14条の4第3項中「収用され若しくは」を「収用され又は」に改め、「、前条第3項第1号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第2号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は前条第3項第1号若しくは第2号」を削り、同条第4項中「第73条の14第8項」を「第73条の14第6項」に、「同条第10項」を「同条第8項」に、「同条第12項」を「同条第9項」に改め、「若しくは第13項」を削る。

附則第14条の5中「又は附則第14条の3第3項」及び「、附則第14条の3第3項」を削る。

附則第15条第4項を削る。

附則第20条第3項中「第80条の8及び」を削る。

(山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県県税条例の一部を改正する条例(平成20年7月県条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第3項、第4項、第9項及び第16項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 山形県県税条例の一部を改正する条例(平成22年6月県条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

(山形県産業廃棄物税条例の一部改正)

第4条 山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第22条中「申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円」を「申告をしなかったときは、10万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中山形県県税条例(以下「県税条例」という。)第31条、第51条、第65条、第70条及び第75条の改正規定、県税条例第86条の4の次に1条を加える改正規定、県税条例第91条の改正規定、県税条例第118条の次に1条を加える改正規定、県税条例第135条及び第141条の改正規定、県税条例第146条の次に1条を加える改正規定並びに県税条例第152条、第162条及び第168条の改正規定並びに第4条の規定 平成23年9月1日

(2) 第1条中県税条例第34条の3の改正規定並びに県税条例附則第5条の4、第5条の4の2及び第5条の5の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、県税条例附則第6条第2項各号列記以外の部分の改正規定(「前条の規定にかかわらず」を「附則第5条の5の規定にかかわらず」に改める部分に限る。)並びに同項第2号の改正規定並びに附則第2項の規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中県税条例附則第6条の改正規定(同条第2項各号列記以外の部分の改正規定(「前条の規定にかかわらず」を「附則第5条の5の規定にかかわらず」に改める部分に限る。))及び同項第2号の改正規定を除く。)及び附則第3項の規定 平成25年1月1日

(4) 第1条中県税条例附則第13条の9に1項を加える改正規定及び県税条例附則第14条の3に1項を加える改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県税条例(以下「新条例」という。)第34条の3第1項及び第2項、附則第5条の5並びに附則第5条の6の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第34条の3第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税につい

て適用し、第1条の規定による改正前の県税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 施行日以前に旧条例附則第14条の3第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の右欄に掲げる者又は当該計画（同表第2号の左欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

6 この条例（附則第1項各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。